研究ノート

配当手段と揺らぐ課税関係

── 利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースを対象に ──

松　永　真理子[†]

要　旨

混合配当の課税関係に影響を及ぼすのは，簿価純資産額の状況と有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係である。そこに，利益先行型・資本先行型・一括払戻型という三つの配当手段を勘案すると，ほぼ全てのケースにおいて利益先行型を選択するほうが有利となる。

上記結果から浮き彫りとなったのは，混合配当に係る配当手段とタックス・インセンティブは密接に関連しており，とりわけ利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースについては，未だ複数の論点が残されていることである。本稿では，その中でも二つの論点を取り上げる。一つは配当手段そのものに関することであり，具体的には利益剰余金を資本剰余金に振り替えて資本剰余金のみを原資とする「資本組入型」を考察する。そしてもう一つは，当該ケースに係るタックス・インセンティブの詳細である。

１．はじめに

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当（以下，「混合配当」という。）の課税関係に影響を与える要素には，利益積立金額と資本金等の額を合算した簿価純資産額の状況と，有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係という二つがある。その上で，利益剰余金を先行して配当するか（以下，「利益先行型」という。），資本剰余金を先行して配当するか（以下，「資本先行型」という。），あるいは配当原資全体を資本の払戻しとするか（以下，「一括払戻型」という。）という三つの配当手段を考慮すると[1)]，ほぼ全てのケース[2)]において利益先行型の税負担が軽減される。他方，利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースに限っては，有価証券譲渡損益の状況によって有利に作用する配当順序が一律とはならない（松永 2022,

† 立教大学大学院経済学研究科　E-mail: 22qa002y@rikkyo.ac.jp

1）松永（2022，141-142頁）を参照。

2）利益積立金額がゼロかつ資本金等の額の額がゼロ超のケース，利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケース，そして利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースで有価証券譲渡損失が生ずる場合と譲渡損益が生じない場合が該当する。

144-148頁)。

先の検討から，混合配当に係る配当手段とタックス・インセンティブは密接に関連しており，とりわけ最も一般的なケースといえる利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超の場合には，未だに複数の論点が残されていることが浮き彫りとなった。本稿では，この状況に射程を絞ることで，混合配当に纏わる論点を改めて吟味してみたい。ここで注視するのは，これまでとは異なる配当手段の存在と，簿価純資産額の状況により左右されるタックス・インセンティブの詳細である。

２．利益剰余金を資本剰余金に振り替える配当手段 ── 資本組入型 ──

本節では，混合配当における配当原資のいずれかを他方の剰余金に組み入れる手段を分析していく。具体的には，利益剰余金額を資本剰余金に振り替えることで資本剰余金のみを原資とする配当（以下，「資本組入型」という。）を題材にする[3)]

（１）利益剰余金の資本剰余金への振り替え ── 会社法・会計・税務の対応 ──

利益剰余金額を資本剰余金とするには，利益剰余金を減額させることによって資本金を増額させ，さらにその資本金を資本剰余金に振り替える必要がある。会社法においては，株式会社は剰余金の額を減少させて資本金の額を増加させることができ（会社法 450)，株主総会の決議によって減少する資本金の額を定めることで，資本金を減額することが許容される（会社法447①)。

これに対して，会計上は繰越利益剰余金を減額させて資本金を増額することとなるが，税務上は，法人税法施行令第８条第１項第13号に「準備金（会社法第四百四十五条第四項（資本金の額及び準備金の額）に規定する準備金その他これに類するものをいう。）の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額（中略)」と規定されている。すなわち，会計処理により増額した資本金を資本金等の額により減額させるため，資本金等の額に変動は生じない。

次いで，資本金をその他資本剰余金に振り替えるには，会計上は資本金を減額させることでその他資本剰余金を増額させるが，税務では法人税法施行令第８条第１項第12号に，「資本金の額又は出資金の額を減少した場合（第十四号に規定する場合を除く。）のその減少した金額に相当する金額」と定められており，減少した資本金は資本金等の額内で調整されることとな

3）配当原資をいずれかの剰余金に振り替える手段としては，資本剰余金を利益剰余金に振り替え，利益剰余金のみを原資とする手段も想定されるが，これは，「欠損の填補（法令８①十二)」として年度決算時における利益剰余金の負の残高が振替の上限金額になることから（企業会計基準第１号第61項)，本稿では捨象する。

る[4)]。

これらの会計処理および税務処理を仕訳にすると，次のようになる。

【利益剰余金を資本金に1,000万円組み入れた場合】

（単位：万円）

《会計処理》	繰越利益剰余金	1,000	／	資本金	1,000
《税務処理》	資本金等の額	1,000	／	資本金等の額	1,000

【資本金を資本剰余金に1,000万円振り替えた場合】

（単位：万円）

《会計処理》	資本金	1,000	／	その他資本剰余金	1,000
《税務処理》	資本金等の額	1,000	／	資本金等の額	1,000

つまり，利益剰余金額が資本金を介して資本剰余金に振り替えられたとしても，税務上は，資本金等の額によってその金額が加減算されるため，その前後におけるプロラタ計算式の資本金等の額は同額となる[5)]。ただし，減少資本剰余金額に関しては，組み入れられた利益剰余金額だけ増額することから，払戻資本割合の分子は増大する。以上より，資本組入型が選択された場合における譲渡対価および譲渡原価，みなし配当部分の算定式は次のようになる。

【資本組入型のプロラタ計算式（法令８①十八，法令 23①四，法法 61の２⑱，法令 119の９）】

資本の払戻し部分（譲渡対価）

＝払戻し直前の資本金等の額（→ 変動なし）

$$\times\frac{\text{減少資本剰余金額（→ 振り替えられた利益剰余金額が加算）}}{\text{資本金等の額（→ 変動なし）＋利益積立金額（→ 変動なし）}}$$

みなし配当部分

＝減少資本剰余金額（→ 振り替えられた利益剰余金額が加算）

－資本の払戻し部分（→ 払戻資本割合の分子により増額）

4）法人税法施行令第８条第１項第12号括弧書きにある第十四号には，「資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなつた場合のその有しないこととなつた時の直前における資本金等の額（資本金の額又は出資金の額を除く。）に相当する金額」と規定されている。

5）なお，別表五㈠において申告調整する必要がある。

有価証券譲渡原価

＝帳簿価額（→ 変動なし）

$$\times\frac{\text{減少資本剰余金額（→ 振り替えられた利益剰余金額が加算）}}{\text{資本金等の額（→ 変動なし）＋利益積立金額（→ 変動なし）}}$$

（２）三つの配当手段と資本組入型の比較 ── 設例による分析 ──

資本組入型が選択された場合と，利益先行型，資本先行型および一括払戻型における税負担に関して，松永（2022，142頁）の設例を用いることで比較する[6]。

【設　例】

内国法人Ａ社は，外国子会社Ｂ社（Ａ社の100％子会社かつ保有期間は１年とする。）から利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当7,000万円（このうち，利益剰余金を原資とする配当は5,000万円，資本剰余金を原資とする配当は2,000万円とする。）を受け取り，税務処理を行った[7]。

このケースにおける簿価純資産額の状況は，資本金等の額が3,000万円，利益積立金額は7,000万円とし，帳簿価額は，有価証券譲渡損失が生じる場合，譲渡益が生じる場合，譲渡損益が生じない場合においてそれぞれ6,000万円，1,000万円，3,000万円とする。最初に，利益先行型，資本先行型，一括払戻型の結果を**表１**に掲載する。

表１　三つの配当手段におけるプロラタ計算の結果

（単位：万円）

	資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）			みなし配当金額			有価証券譲渡原価			有価証券譲渡損益		
有価証券譲渡損益	利益先行型	資本先行型	一括払戻型	利益先行型	資本先行型	一括払戻型	利益先行型	資本先行型	一括払戻型	利益先行型	資本先行型	一括払戻型
譲渡損失	3,000×{2,000/(10,000－5,000)}＝1,200	3,000×(2,000/10,000)＝600	3,000×(2,000/10,000)＝600	5,800	6,400	6,400	6,000×{2,000/(10,000－5,000)}＝2,400	6,000×(2,000/10,000)＝1,200	6,000×(2,000/10,000)＝1,200	△1,200	△600	△600
譲 渡 益	3,000×{2,000/(10,000－5,000)}＝1,200	3,000×(2,000/10,000)＝600	3,000×(2,000/10,000)＝600	5,800	6,400	6,400	1,000×{2,000/(10,000－5,000)}＝400	1,000×(2,000/10,000)＝200	1,000×(2,000/10,000)＝200	800	400	400
譲渡損益なし	3,000×{2,000/(10,000－5,000)}＝1,200	3,000×(2,000/10,000)＝600	3,000×(2,000/10,000)＝600	5,800	6,400	6,400	3,000×{2,000/(10,000－5,000)}＝1,200	3,000×(2,000/10,000)＝600	3,000×(2,000/10,000)＝600	0	0	0

（出所）松永（2022，143頁）を筆者一部修正。

6）本稿と同じく，利益剰余金を資本に組み入れて資本剰余金のみを原資とする配当手段を検討した研究として，岡村（2021）がある。

7）源泉所得税の徴収については，本稿では捨象する。

続いて，資本組入型が選択された際には，利益剰余金5,000万円を資本金に組み入れ，その金額を資本剰余金に振り替える要件を上記設例に追加する。すなわち，資本剰余金7,000万円を原資とする配当が実行され，次の①から③のようになる。

【資本組入型が選択された場合】

（単位：万円）

①有価証券譲渡損失が生ずるケース

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{7{,}000}{10{,}000} = 2{,}100$

みなし配当金額：7,000－2,100＝**4,900**

有価証券譲渡原価：$6{,}000 \times \frac{7{,}000}{10{,}000} = 4{,}200$

有価証券譲渡損益：2,100－4,200＝△**2,100**

②有価証券譲渡益が生ずるケース

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{7{,}000}{10{,}000} = 2{,}100$

みなし配当金額：7,000－2,100＝**4,900**

有価証券譲渡原価：$1{,}000 \times \frac{7{,}000}{10{,}000} = 700$

有価証券譲渡損益：2,100－700＝**1,400**

③有価証券譲渡損益が生じないケース

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{7{,}000}{10{,}000} = 2{,}100$

みなし配当金額：7,000－2,100＝**4,900**

有価証券譲渡原価：$3{,}000 \times \frac{7{,}000}{10{,}000} = 2{,}100$

有価証券譲渡損益：2,100－2,100＝**0**

四つの配当手段に係る税負担について，有価証券譲渡損益とみなし配当金額の益金算入部分を考慮すると，**表 2** のとおりである。

表２　四つの配当手段における税負担

有価証券譲渡損益	税負担
譲渡損失	資本組入型（△1,855万円）＜利益先行型（△910万円）＜資本先行型＝一括払戻型（△280万円）
譲 渡 益	資本先行型＝一括払戻型（720万円）＜利益先行型（1,090万円）＜資本組入型（1,645万円）
譲渡損益なし	資本組入型（245万円）＜利益先行型（290万円）＜資本先行型＝一括払戻型（320万円）

（出所）筆者作成。

（３）小　括

資本組入型におけるプロラタ計算式によると，みなし配当金額には，そのほか三つのケースと異なり，利益剰余金を原資とする部分から生ずる受取配当金額が計上されないことから，配当手段の中で最も少額となった。さらに払戻資本割合については，減少資本剰余金額が7,000万円となるため分子が増大し，譲渡対価と譲渡原価の双方が多額となることから，有価証券譲渡損失が生ずる場合には最も税負担が軽減される。

その一方で，有価証券譲渡益が生ずる際には資本組入型が最も不利に作用し，これは譲渡損失が生ずる場合と同じく，払戻資本割合が増額することによって有価証券譲渡益が多額に計上されることに起因する。そして，有価証券譲渡損益が生じない場合には，みなし配当金額によって税負担の大きさが判断されることから，それが最も少額となる資本組入型が有利となった。

ただし，そもそも資本組入型とは，単独の剰余金を原資とする配当であることを踏まえると，これはあくまで混合配当の要件から想定され得る手段の一つとして捉えることが妥当といえよう。

３．有価証券譲渡損益の状況による税負担について

本節では，混合配当に係る配当手段とタックス・インセンティブの双方に関連するもう一つの論点を考察する。これについては，前節でも題材とした利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超の簿価純資産額の状況において，有価証券譲渡損失が生じる場合，譲渡益が生じる場合，譲渡損益が生じない三つのケースの税負担を分析する。検討に際して，当該ケースの資本先行型および一括払戻型の税負担は一致することから併せて掲載し（以下，「資本先行型／一括払戻型」とする。），プロラタ計算式および譲渡原価の算定式は次の文字式に置き換える。

【プロラタ計算の文字式（法令８①十八，法令 23①四，法法 61の２⑱，法令 119の９）】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）$= a \times \dfrac{b}{a+c}$

みなし配当部分 $= b - a \times \dfrac{b}{a+c}$

有価証券譲渡原価 $= d \times \dfrac{b}{a+c}$

a：資本金等の額　b：減少資本剰余金額　c：利益積立金額　d：帳簿価額

（１）有価証券譲渡損失が生ずるケース

有価証券譲渡損失が生ずる場合における税負担を示したものが**表３**である。

表３　有価証券譲渡損失が生ずるケースにおける税負担（a＜d）

	利益先行型	税負担	資本先行型／一括払戻型
有価証券譲渡損失	$(a-d) \times \dfrac{b}{a+c-x}$	＜	$(a-d) \times \dfrac{b}{a+c}$
みなし配当部分	$b - a \times \dfrac{b}{a+c-x}$	＜	$b - a \times \dfrac{b}{a+c}$

注；ｘは利益剰余金額とする。
（出所）筆者作成。

このケースにおいて，利益先行型，資本先行型／一括払戻型の税負担が異なるのは，配当順序に応じて有価証券譲渡対価と譲渡原価を算出する際に適用される払戻資本割合に差異が発生するためである。ここで利益先行型が選択されると，払戻資本割合の分母にある簿価純資産額の金額（ａ＋ｃ）から先行して配当された利益剰余金額（ｘ）が差し引かれ，資本先行型／一括払戻型が選択された場合よりも払戻資本割合が増大する。そうなると，利益先行型における資本金等の額（ａ）および帳簿価額（ｄ）に対して，資本先行型／一括払戻型より過大な払戻資本割合が適用され，結果として，有価証券譲渡損失は多額に計上される（（ａ－ｄ）×ｂ／ａ＋ｃ－ｘ）。加えて，みなし配当部分の金額についても，資本の払戻し部分の金額がより増大することで，受取配当金額の益金算入部分が少額となり，利益先行型が有利に作用する（ｂ－ａ×ｂ／ａ＋ｃ－ｘ）。つまり当該ケースでは，有価証券譲渡損失およびみなし配当部分の双方において，利益先行型における税負担が軽減されることとなる。

（２）有価証券譲渡益が生ずるケース

続いて，有価証券譲渡益が生ずる場合では，**表４**のようになる。

表４　有価証券譲渡益が生ずるケースにおける税負担　（ａ＞ｄ）

	利益先行型	税負担	資本先行型／一括払戻型
有価証券譲渡益	$(a-d)\times\frac{b}{a+c-x}$	＞	$(a-d)\times\frac{b}{a+c}$
みなし配当部分	$b-a\times\frac{b}{a+c-x}$	＜	$b-a\times\frac{b}{a+c}$

（出所）筆者作成。

上記ケースにおいて利益先行型が選択されると，有価証券譲渡損失が生ずる場合と同じくプロラタ計算式における払戻資本割合の分母の簿価純資産額の金額（ａ＋ｃ）から，先行して配当された利益剰余金額（ｘ）が差し引かれる。すると，利益先行型の払戻資本割合が増大し，資本の払戻し部分いわゆる譲渡対価の金額が多額に計上される（ａ×ｂ／ａ＋ｃ－ｘ）。その結果，利益先行型における有価証券譲渡益は増加することとなり，資本先行型／一括払戻型のほうが有利に作用する（（ａ－ｄ）×ｂ／ａ＋ｃ）。一方，みなし配当部分の金額に関しては，利益先行型における譲渡対価の金額がより多額に算出されるため，その金額は少額となり（ｂ－ａ×ｂ／ａ＋ｃ－ｘ），資本先行型／一括払戻型と比べて税負担が軽減される。

以上より，有価証券譲渡益が生ずるケースにおいては，有価証券譲渡益およびみなし配当部分の金額について，有利となる配当順序が異なることが示された。なお，このケースに関しては，先行研究においてその課税関係が一律とならないことが指摘されており，たとえば坂本（2021，37頁）は，「（みなし）配当部分は，保有株式の区分により益金不算入割合が異なるので，それを考慮することになる。」と述べ，松永（2022）においても，利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースでは，保有株式の種類に応じて受取配当等の益金不算入金額が変動し，それらを考慮した上で配当手段を決める必要があると示している（松永2022，148頁）。

（３）有価証券譲渡損益が生じないケース

有価証券譲渡損益が生じない場合における税負担は，**表５**のようになる。

表５　有価証券譲渡損益が生じないケースにおける税負担　（ａ＝ｄ）

	利益先行型	税負担	資本先行型／一括払戻型
有価証券譲渡損益なし	$(a-d)\times\frac{b}{a+c-x}$	＝	$(a-d)\times\frac{b}{a+c}$
みなし配当部分	$b-a\times\frac{b}{a+c-x}$	＜	$b-a\times\frac{b}{a+c}$

（出所）筆者作成。

ここでは，有価証券譲渡損失と譲渡益のいずれも発生しないことから，みなし配当部分の金額のみで税負担が判断される。先にもあげたように，このケースにおける払戻資本割合は利益先行型のほうが増大するため（ｂ／ａ＋ｃ－ｘ），資本先行型／一括払戻型よりも利益先行型における譲渡対価は多額に計上される。したがって，みなし配当部分の金額が少額となる利益先行型の税負担が軽減されることとなる（ｂ－ａ×ｂ／ａ＋ｃ－ｘ）。

４．受取配当等の益金不算入割合に着目した考察

前節までの検討により，（１）有価証券譲渡損失が生ずるケースおよび（３）有価証券譲渡損益が生じないケースでは，利益先行型の税負担が常に軽減されたが，（２）有価証券譲渡益が生ずる場合においては，有価証券譲渡益とみなし配当部分の金額との間で税負担が軽減される配当順序が反転した。要するに，（２）に限っては両者の見合いによってその課税関係が定められ，すなわち，三つの配当手段の税負担が均衡する部分が存在するといえる。続いては，この状況が発生する株式の種類について，受取配当等に係る益金不算入割合を確認する。

（１）対象となる保有株式について

益金不算入制度とは，二重課税の防止を目的として定められたものであり（法法 23①④），完全子法人株式等は，計算期間を通じて配当等の額を支払う内国法人と配当を受領する内国法人との間に完全支配関係が成立した場合において，配当金額の全額が益金不算入となる（法法 23⑤，法令 22の２）。そして，発行済株式等３分の１超を保有する関連法人株式等については，当該関連法人株式等に係る負債利子控除後の金額が益金不算入となる（法法 23⑥，法令 22の３）。また，出資割合が５％以下の非支配目的株式等は，配当金額の20％が益金不算入制度の対象となり（法法 23⑦，法令 22の３の２），とりわけ青色申告書を提出する保険会社が保有する非支配目的株式等につき支払われる配当等においては，その割合は40％となる（措法 67の７）。なお，完全子法人株式等，関連法人株式等および非支配目的株式等のいずれにも該当しないものは，その他の株式等として配当金額の50％が益金不算入となる。

内国法人から受領する配当等のうち，短期保有株式には特例措置が設けられており，元本である株式等を配当等の支払いに係る基準日以前１か月以内に取得し，その末日後２か月以内に譲渡した際における元本に係る配当等（みなし配当を除く。）については，その全額が益金に算入される（法法 23②）。それに加えて，発行済株式等の25％以上を有する外国子会社株式では，配当等の95％が益金不算入となる（法法 23の２①，法令 22の４②）。

上記株式のうち，完全子法人株式等は益金不算入割合が100％であり，かつ有価証券譲渡損益は生じず（法法 61の２⑰），関連法人株式等に関しても，有価証券譲渡損益は生じるものの益金不算入割合は100％である。さらに，短期保有株式においても益金不算入割合が０％であることから，これら三つの株式では有利となる配当順序が反転することはない。つまり，上述した保有株式のうち非支配目的株式等，保険会社が有する非支配目的株式等，その他株式等，外国子会社株式において，税負担が軽減される配当順序が一律とならないこととなる。

以下，設例を掲載することによってそれが反転する状況を検証する。題材とする保有株式は，益金不算入割合20％の非支配目的株式等（以下，「非支配目的株式」という。）と，益金不算入割合が50％となるその他株式等（以下，「その他株式」という。），そして松永（2022）の設例で用いた益金不算入割合95％の外国子会社株式の三つである[8)]。

（２）非支配目的株式による検討 ── 益金不算入割合20％ ──

まず，出資割合および益金不算入割合の数値が双方とも低率である非支配目的株式を検討する。税負担に関しては，有価証券譲渡損益と受取配当金額の益金算入部分の金額を合算した金額とする。

【設　例】

内国法人Ｃ社は，内国法人Ｅ社（非支配目的株式のため出資割合は２％，益金不算入割合は20％とする。）から，利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当7,000万円（このうち，利益剰余金を原資とする配当は5,000万円，資本剰余金を原資とする配当は2,000万円とする。）を受け取った。なお，簿価純資産額の状況は資本金等の額が3,000万円，利益積立金額は7,000万円とする。

8）益金不算入割合が40％の保険会社が有する株式等については，同じく非支配目的株式等である益金不算入割合20％の株式を４．（２）において検討するため，本稿では取り上げない。

（単位：万円）

①帳簿価額が資本金等の額の20%未満のケース（帳簿価額：450万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{2}{100} = 24$

みなし配当金額：2,000－24＝1,976

受取配当金額：6,976（益金算入部分：5,580.8）

有価証券譲渡原価：$450 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{2}{100} = 3.6$

有価証券譲渡益：24－3.6＝20.4

税負担：5,580.8＋20.4＝5,601.2

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000} \times \frac{2}{100} = 12$

みなし配当金額：2,000－12＝1,988

受取配当金額：6,988（益金算入部分：5,590.4）

有価証券譲渡原価：$450 \times \frac{2,000}{10,000} \times \frac{2}{100} = 1.8$

有価証券譲渡益：12－1.8＝10.2

税負担：5,590.4＋10.2＝5,600.6

②帳簿価額が資本金等の額の20%のケース（帳簿価額：600万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{2}{100} = 24$

みなし配当金額：2,000－24＝1,976

受取配当金額：6,976（益金算入部分：5,580.8）

有価証券譲渡原価：$600 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{2}{100} = 4.8$

有価証券譲渡益：24－4.8＝19.2

税負担：5,580.8＋19.2＝5,600

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} \times \frac{2}{100} = 12$

みなし配当金額：$2{,}000 - 12 = 1{,}988$

受取配当金額：6,988（益金算入部分：5,590.4）

有価証券譲渡原価：$600 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} \times \frac{2}{100} = 2.4$

有価証券譲渡益：$12 - 2.4 = 9.6$

税負担：$5{,}590.4 + 9.6 = 5{,}600$

③帳簿価額が資本金等の額の20%超のケース（帳簿価額：2,400万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{2{,}000}{10{,}000 - 5{,}000} \times \frac{2}{100} = 24$

みなし配当金額：$2{,}000 - 24 = 1{,}976$

受取配当金額：6,976（益金算入部分：5,580.8）

有価証券譲渡原価：$2{,}400 \times \frac{2{,}000}{10{,}000 - 5{,}000} \times \frac{2}{100} = 19.2$

有価証券譲渡益：$24 - 19.2 = 4.8$

税負担：$5{,}580.8 + 4.8 = 5{,}585.6$

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} \times \frac{2}{100} = 12$

みなし配当金額：$2{,}000 - 12 = 1{,}988$

受取配当金額：6,988（益金算入部分：5,590.4）

有価証券譲渡原価：$2{,}400 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} \times \frac{2}{100} = 9.6$

有価証券譲渡益：$12 - 9.6 = 2.4$

税負担：$5{,}590.4 + 2.4 = 5{,}592.8$

①～③における税負担をまとめると，**表６**のとおりである。

表６　非支配目的株式における税負担（益金不算入割合：20%）

	帳簿価額の状況	税負担
①	資本金等の額×0%≦帳簿価額＜資本金等の額×20%	資本先行型＝一括払戻型（5,600.6万円）＜利益先行型（5,601.2万円）
②	帳簿価額＝資本金等の額×20%	利益先行型（5,600万円）＝資本先行型＝一括払戻型（5,600万円）
③	資本金等の額×20%＜帳簿価額＜資本金等の額×100%	利益先行型（5,585.6万円）＜資本先行型＝一括払戻型（5,592.8万円）

（出所）筆者作成。

表６によると，帳簿価額が資本金等の額の20%未満の金額となる①においては，資本先行型／一括払戻型が有利となり，③のように20%を超過すると利益先行型の税負担が軽減された。また，帳簿価額の金額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた②においては，両者の税負担が均衡することとなった。

以上を踏まえると，非支配目的株式のように受取配当等の益金不算入割合が極めて低率の場合には，利益先行型の税負担が軽減される範囲が最も広範となる。

（３）その他株式による検討 ── 益金不算入割合50% ──

続いては，非支配目的株式よりも益金不算入割合が高いその他株式を題材として検証を行う。

【設　例】

内国法人Ｃ社は，内国法人Ｄ社（その他株式のため出資割合は10%，益金不算入割合は50%とする。）から，利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当7,000万円（このうち，利益剰余金を原資とする配当は5,000万円，資本剰余金を原資とする配当は2,000万円とする。）を受け取った。なお，簿価純資産額の状況は資本金等の額が3,000万円，利益積立金額は7,000万円とする。

（単位：万円）

①帳簿価額が資本金等の額の50%未満のケース（帳簿価額：1,200万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \dfrac{2{,}000}{10{,}000-5{,}000} \times \dfrac{10}{100} = 120$

みなし配当金額：2,000－120＝1,880

受取配当金額：6,880（益金算入部分：3,440）

有価証券譲渡原価：$1,200 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{10}{100} = 48$

有価証券譲渡益：$120-48=72$

税負担：$3,440+72=3,512$

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000} \times \frac{10}{100} = 60$

みなし配当金額：$2,000-60=1,940$

受取配当金額：6,940（益金算入部分：3,470）

有価証券譲渡原価：$1,200 \times \frac{2,000}{10,000} \times \frac{10}{100} = 24$

有価証券譲渡益：$60-24=36$

税負担：$3,470+36=3,506$

②帳簿価額が資本金等の額の50%のケース（帳簿価額：1,500万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{10}{100} = 120$

みなし配当金額：$2,000-120=1,880$

受取配当金額：6,880（益金算入部分：3,440）

有価証券譲渡原価：$1,500 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} \times \frac{10}{100} = 60$

有価証券譲渡益：$120-60=60$

税負担：$3,440+60=3,500$

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000} \times \frac{10}{100} = 60$

みなし配当金額：$2,000-60=1,940$

受取配当金額：6,940（益金算入部分：3,470）

有価証券譲渡原価：$1,500 \times \frac{2,000}{10,000} \times \frac{10}{100} = 30$

有価証券譲渡益：$60-30=30$

税負担：3,470＋30＝3,500

③帳簿価額が資本金等の額の50%超のケース（帳簿価額：1,800万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{2{,}000}{10{,}000-5{,}000} \times \frac{10}{100} = 120$

みなし配当金額：2,000－120＝1,880

受取配当金額：6,880（益金算入部分：3,440）

有価証券譲渡原価：$1{,}800 \times \frac{2{,}000}{10{,}000-5{,}000} \times \frac{10}{100} = 72$

有価証券譲渡益：120－72＝48

税負担：3,440＋48＝3,488

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} \times \frac{10}{100} = 60$

みなし配当金額：2,000－60＝1,940

受取配当金額：6,940（益金算入部分：3,470）

有価証券譲渡原価：$1{,}800 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} \times \frac{10}{100} = 36$

有価証券譲渡益：60－36＝24

税負担：3,470＋24＝3,494

①～③における税負担は，**表7**のとおりである。

表7　その他株式における税負担（益金不算入割合：50%）

	帳簿価額の状況	税負担
①	資本金等の額×0%≦帳簿価額＜資本金等の額×50%	資本先行型＝一括払戻型（3,506万円）＜利益先行型（3,512万円）
②	帳簿価額＝資本金等の額×50%	利益先行型（3,500万円）＝資本先行型＝一括払戻型（3,500万円）
③	資本金等の額×50%＜帳簿価額＜資本金等の額×100%	利益先行型（3,488万円）＜資本先行型＝一括払戻型（3,494万円）

（出所）筆者作成。

その他株式に関しても，非支配目的株式等のケースと同じく帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた金額となる場合に税負担が一致した。なお，当該株式の益金不算入割合は50％であることから，利益先行型の税負担が軽減される範囲は，益金不算入割合が20％である非支配目的株式のケースよりも縮小し，資本先行型／一括払戻型が有利となる範囲が拡大する。

（４）外国子会社株式による検討 ── 益金不算入割合95％ ──

最後に，松永（2022）の混合配当に係るタックス・インセンティブの検討を発展させるため，益金不算入割合が95％である外国子会社株式を題材として考察する。

【設　例】

内国法人Ａ社は，外国子会社Ｂ社（Ａ社の100％子会社かつ保有期間は１年とする。）から，利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当7,000万円（このうち，利益剰余金を原資とする配当は5,000万円，資本剰余金を原資とする配当は2,000万円とする。）を受け取った。なお，簿価純資産額の状況は，資本金等の額が3,000万円，利益積立金額は7,000万円とする。

（単位：万円）

①帳簿価額が資本金等の額の95％未満のケース（帳簿価額：1,000万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \dfrac{2{,}000}{10{,}000 - 5{,}000} = 1{,}200$

みなし配当金額：$2{,}000 - 1{,}200 = 800$

受取配当金額：5,800（益金算入部分：290）

有価証券譲渡原価：$1{,}000 \times \dfrac{2{,}000}{10{,}000 - 5{,}000} = 400$

有価証券譲渡益：$1{,}200 - 400 = 800$

税負担：$290 + 800 = 1{,}090$

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \dfrac{2{,}000}{10{,}000} = 600$

みなし配当金額：$2{,}000 - 600 = 1{,}400$

受取配当金額：6,400（益金算入部分：320）

有価証券譲渡原価：$1{,}000 \times \dfrac{2{,}000}{10{,}000} = 200$

有価証券譲渡益：600－200＝400

税負担：320＋400＝720

②帳簿価額が資本金等の額の95%のケース（帳簿価額：2,850万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} = 1,200$

みなし配当金額：2,000－1,200＝800

受取配当金額：5,800（益金算入部分：290）

有価証券譲渡原価：$2,850 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} = 1,140$

有価証券譲渡益：1,200－1,140＝60

税負担：290＋60＝350

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000} = 600$

みなし配当金額：2,000－600＝1,400

受取配当金額：6,400（益金算入部分：320）

有価証券譲渡原価：$2,850 \times \frac{2,000}{10,000} = 570$

有価証券譲渡益：600－570＝30

税負担：320＋30＝350

③帳簿価額が資本金等の額の95%超のケース（帳簿価額：2,900万円）

【利益先行型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3,000 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} = 1,200$

みなし配当金額：2,000－1,200＝800

受取配当金額：5,800（益金算入部分：290）

有価証券譲渡原価：$2,900 \times \frac{2,000}{10,000-5,000} = 1,160$

有価証券譲渡益：1,200－1,160＝40

税負担：290＋40＝330

【資本先行型／一括払戻型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：$3{,}000 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} = 600$

みなし配当金額：2,000－600＝1,400

受取配当金額：6,400（益金算入部分：320）

有価証券譲渡原価：$2{,}900 \times \frac{2{,}000}{10{,}000} = 580$

有価証券譲渡益：600－580＝20

税負担：320＋20＝340

①～③における税負担をまとめると，**表8**のとおりである。

表8　外国子会社株式における税負担（益金不算入割合：95%）

	帳簿価額の状況	税負担
①	資本金等の額×0%≦帳簿価額＜資本金等の額×95%	資本先行型＝一括払戻型（720万円）＜利益先行型（1,090万円）
②	帳簿価額＝資本金等の額×95%	利益先行型（350万円）＝資本先行型＝一括払戻型（350万円）
③	資本金等の額×95%＜帳簿価額＜資本金等の額×100%	利益先行型（330万円）＜資本先行型＝一括払戻型（340万円）

（出所）筆者作成。

外国子会社株式の場合においても，非支配目的株式およびその他株式と同じく，株式の帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた金額になると税負担が一致し，そこを境として有利となる配当順序が反転した。ただし，このケースにおいて利益先行型の税負担が軽減されるのは，帳簿価額が資本金等の額の95%超100%未満の金額となる場合のみであり，資本先行型／一括払戻型が有利となる範囲が極めて広範となる。

（5）総　括

（2）から（4）によると，帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた金額を下回る場合には，有価証券譲渡対価と譲渡原価の差額である譲渡益の金額が税負担に影響を及ぼすことから，払戻資本割合がより増大する資本先行型／一括払戻型が有利となった。その一方で，帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた金額を上回る際には，受取配当等の益金算入部分の金額によって税負担が定められることから，みなし配当部分の金額がより少額となる利益先行型が有利に作用した。そして，帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた金

額になると，三つの配当手段における税負担が一致することとなった。

5．むすびに

本稿では，混合配当の中でも利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースに残された，配当手段とタックス・インセンティブに纏わる論点を二つ検討した。まず，配当原資である利益剰余金を資本剰余金に振り替える「資本組入型」が選択されると，プロラタ計算式における払戻資本割合の分子に利益剰余金額が加算され，有価証券譲渡損失が生じるケースおよび譲渡損益が生じないケースでは，配当手段の中で最も税負担が軽減された。この結果を踏まえると，資本組入型はいわば「第四の配当手段」とも捉えられるが，そもそもこれは資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする混合配当の要件を満たしておらず，利益先行型，資本先行型，一括払戻型と同類の配当手段として取り扱うべきではないだろう。

続いて，当該ケースにおけるタックス・インセンティブについては，有価証券譲渡損失が生じる場合，譲渡益が生じる場合，譲渡損益が生じない三つに分類することで，税負担に差異が生ずる原因を整理した。そこでは，有価証券譲渡損失が生じるケースおよび譲渡損益が生じないケースでは，利益先行型の税負担が常に軽減されることが示されたが，有価証券譲渡益が生ずる際には，帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗じた金額となる場合を境として，税負担が軽減される配当順序が反転する帰結となった。それに加えて，保有株式の種類による受取配当等の益金不算入割合に応じて，有利となる配当順序の範囲にすら差異が生ずることも明らかとなった。

昨今，混合配当をめぐる問題として耳目を集めていたのは，2021年３月11日に最高裁判決が下された国際興業管理事件で争点とされた利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超という稀有なケースであった。しかしながら，利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超という簿価純資産額の状況においても，本稿で指摘したような論点が残されており，さらに付言すると，これらは混合配当に多く存在する「白地部分」の一部[9]に過ぎない。

参考文献

・岡村忠生（2021）「収益認識の諸相―法人税法からの問いかけ―」『（公社）日本租税研究協会　第73回租税研究大会記録　2021』３-19頁（https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2022/01/taikai2021_all.pdf）（最終アクセス日：2022年10月25日）。
・坂本雅士（2021）「混合配当に係る最高裁判決を受けて―残された課題―」『會計』第200巻第５号，28-39頁。
・松永真理子（2022）「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討―税負担を異にする要素と

9）本稿で検討した問題のほかにも，利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースにはいくつかの論点が残されている。ただし，それらの分析については別稿に譲ることとする。

配当手段を勘案して―」『産業經理』第82巻第２号，139–149頁。